

令和2年8月18日

保険薬局会員各位

(一社)姫路薬剤師会会長 浦上文男
医療保険担当副会長 藤原 昭

「向精神薬調剤に係る情報提供」について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
向精神薬の調剤に係る情報提供をいただいたのでお知らせします。

患者 A は精神病院から処方された 11 種の薬を近医に依頼し、医師の判断でそのうち 3 種の薬を 14 日分処方し、薬局にて調剤し投薬しました。その後患者 A から電話があり「医師に問い合わせたら 30 日分処方すると言った」ということで医師に確認すると、そんな電話は受けていないとのことで患者 A に断りの電話を入れました。さらに後日同様の電話があり、医師に確認すると「電話はあったが、処方日数延長の話はしていない」との返事を受け、患者にはお断りしたということです。

向精神薬に関わらず、患者もしくはその関係者からの処方箋記載事項の変更に係る依頼については、必ず処方医の確認を取るようにしてください。

また、このような事例が起きた時は、本会事務局にご一報いただくようよろしくお願い申し上げます。

以上